



令和6年度香川県広域水道企業団職員採用試験 (障害者を対象とした選考試験) 試験案内

- 受付期間 (インターネット) ◆令和6年12月5日(木)～令和6年12月18日(水) 午後5時まで
※詳しい申込方法は、4ページをご覧ください。
- 第1次選考試験日及び会場 ◆令和7年1月19日(日)
高松市防災合同庁舎6階(高松市番町一丁目8番15号)
※高松市役所本庁舎西隣り

- 令和7年4月1日付けで採用する職員を募集します。
○受験申し込みは、原則インターネットのみで受け付けます。

試験情報はこちらから

香川県広域水道企業団ホームページ「職員採用」



1 試験区分、採用予定人数及び主な職務内容

試験区分	採用予定人数	主な職務内容
事務	1名程度	企画・立案、渉外・折衝、調査、指導、庶務・経理等の事務に従事します。

2 受験資格(次のすべての要件を満たす者が受験できます。)

(1) 資格等

資格等
次のすべての要件を満たす者 ①次に掲げる手帳等の交付を受けている者 ・ <u>身体障害者手帳</u> 又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる <u>身体障害を有する旨の診断書・意見書</u> (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。) ・都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する <u>療育手帳</u> 又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる <u>知的障害がある旨の判定書</u> ・ <u>精神障害者保健福祉手帳</u> ②活字印刷文による出題に対応できる者

(注) 1. 第1次選考試験当日、①に掲げる手帳等(以下「受験資格に掲げる手帳等」という。)を持参いただくとともに、第2次選考の際、確認のため写しを提出していただきます。

2. 「障害者の雇用の促進等に関する法律別表」の内容は次のとおりです。

<p>① 次に掲げる視覚障害で永続するもの</p> <p>イ) 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの</p> <p>ロ) 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの</p> <p>ハ) 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの</p> <p>ニ) 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</p> <p>② 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの</p> <p>イ) 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの</p> <p>ロ) 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの</p> <p>ハ) 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p> <p>ニ) 平衡機能の著しい障害</p> <p>③ 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害</p> <p>イ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失</p> <p>ロ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの</p> <p>④ 次に掲げる肢体不自由</p> <p>イ) 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの</p> <p>ロ) 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの</p> <p>ハ) 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</p> <p>ニ) 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの</p> <p>ホ) 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>ヘ) イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害</p> <p>⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの</p>

3. 指定医については、香川県健康福祉部障害福祉課（TEL087-832-3291）へお問い合わせください。（高松市内の指定医は、高松市健康福祉部障がい福祉課（TEL087-839-2333））

(2) 国籍・年齢等

国籍	年齢等
日本国籍を有する者	平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者 (令和7年4月1日時点で18歳～34歳)

(3) 前記の受験資格に該当する者であっても、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は、受験できません。

- ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ) 香川県広域水道企業団において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法及び内容

試験は、次のとおり第1次選考及び第2次選考とし、第1次選考は筆記試験を行い、第2次選考は第1次選考の合格者に対して行います。最終合格者は、第1次選考の合格者の中から、第2次選考の試験成績に基づいて、香川県広域水道企業団において決定します。また、申込書記載事項に基づき、受験資格の有無等について確認を行います。

試験	種目等	方法及び内容
第1次選考	教養試験 ・高校卒業程度 2時間・40題	公務員として必要な一般知識及び能力について択一式により行います。 試験問題は、 別表 に掲げる分野から出題します。
	性格特性検査 20分間・150項目	公務員に求められる基礎的な性格特性について、択一式により行います。
第2次選考	個別面接	積極性、使命感、社会性、創造力、表現力等について、個別面接を行います。

(注) 第1次・第2次選考の成績がそれぞれ一定以下の場合、合格者なしとする場合もあります。

別表 程度別・出題分野

程度別	出題分野
高校卒業程度	<ul style="list-style-type: none"> ・時事、社会・人文に関する一般知識 (13題) ※「自然に関する一般知識」分野、「古文」、「哲学、文学、芸術等」、「国語」の出題はありません。 ・文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力 (27題)

4 試験の日時、場所及び合格者発表

試験	日時	場所
第1次選考	令和7年1月19日(日) 受付時間 午前8時45分～午前9時15分 試験時間 午前9時15分～午後0時00分	高松市防災合同庁舎6階 (高松市番町一丁目8番15号) ※高松市役所本庁舎西隣り
第2次選考	令和7年2月中旬	
合格者発表	第1次選考合格者 令和7年1月28日(火)8:30	香川県広域水道企業団ホームページ※に合格者の受験番号を掲載するほか、合格者に郵便で通知します。
	最終合格者 令和7年2月下旬	

※ 香川県広域水道企業団のホームページURL <https://union.suido-kagawa.lg.jp/>

5 受験申し込み方法と申込受付期間

申し込み方法	<p><u>申し込みは、原則インターネットで受け付けます。</u></p> <p>インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、令和6年12月10日（火）までに香川県広域水道企業団総務企画課へ電話（087-826-6112）でお問い合わせください。</p> <p>[申し込み方法]</p> <p>① 香川県広域水道企業団ホームページ（https://union.suido-kagawa.lg.jp/）トップページのピックアップ「職員採用情報」から、令和6年度職員採用試験【障害者選考試験】のお知らせにアクセスしてください。</p> <p>② 「職員採用試験受験申し込み」から電子申請・届出サービスにアクセスし、ページ右上の「利用者登録」で利用者情報を登録した後、受験申し込みをしてください。</p> <p>③ 申し込み内容を確認後、「【香川県広域水道企業団】電子申請受け付け完了」という件名の電子メールを送信します。</p> <p><u>※電子申請申し込みを行い、2日後（土日を除く）までに③の受け付け完了メールが届かない場合、香川県広域水道企業団総務企画課に必ずお問い合わせください。（令和6年12月20日（金）までの午前8時30分から午後4時）</u></p>
受付期間	<p><u>令和6年12月5日（木）午前8時30分から令和6年12月18日（水）午後5時までに到着したものを受け付けます。</u></p> <p><u>受付期間内に申し込みが完了しなかった場合は、受験できません。</u></p> <p>（受付期間中は24時間申し込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前はシステムが混み合う可能性があるため、余裕を持って申し込んでください。なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。）</p>
受験票について	<p>最終受け付け終了後、受験申込時に指定した送付先に受験票を郵送します。</p> <p>令和6年12月27日（金）までに受験票が到着しないときは、令和7年1月6日（月）～7日（火）の期間に香川県広域水道企業団総務企画課へお問い合わせください。</p> <p>なお、受験票には、最近6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cmで本人と確認できるもの）を貼り付けて試験の当日持参してください。</p> <p><u>受験票（写真を貼ったもの）と受験資格に掲げる手帳等を忘れた場合は受験できません。</u></p>

（注） 受付期間後はどのような理由があっても受け付けません。

6 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、令和7年4月1日採用の予定です。

なお、採用辞退等により、追加の合格発表を行うことがあります。

7 給与、勤務時間等

- (1) 令和6年4月採用者の場合を例示しますと、初任給（給料及び地域手当）は、大卒月額208,876円、短大卒月額190,507円、高校卒月額176,368円です。また、職歴などを有する人は、一定の基準により加算されます。このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、支給要件に該当する場合には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。
- (2) 勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分です。ただし、部門・職種によっては変則勤務をすることがあります。
- (3) 勤務場所は、本部（高松市）、各ブロック統括センター（高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、小豆島町）又は広域送水管理センター（坂出市）です。

8 その他

- (1) 試験会場の準備のために必要ですので、受験上の配慮希望がありましたら、必ず香川県広域水道企業団総務企画課へ電話（087-826-6112）又はメール（saiyo@union.suido-kagawa.lg.jp）でお申し出ください。試験当日に申し出ても応じられない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 点字での受験には対応できません。
- (3) 車いす、補助具の使用を希望する場合は各自で準備してください。
- (4) 受験手続き等のお問い合わせは、香川県広域水道企業団総務企画課へ電話（087-826-6112）又はメール（saiyo@union.suido-kagawa.lg.jp）でお願いします。
- (5) 第1次選考試験の当日は、受験票（写真を貼ったもの）、受験資格に掲げる手帳等、鉛筆（HB）及び消しゴムを持参してください。時計は計時機能だけのものに限りません。（携帯電話、スマートフォン等は使用できません。）
- (6) 試験場の庁舎出入口はスロープ状になっておりますので、車いすに対応しています。
- (7) 試験時に入出りする庁舎東側出入口は自動ドアではありませんが、職員が待機しておりドアの開閉を行います。
- (8) 試験場のある6階フロアには多目的トイレ、1階フロアには多目的トイレ（オストメイト対応）があります。
- (9) 試験場には受験者用駐車場がありませんので、試験場の駐車場は使用しないでください。なお、自動車等で送迎される場合は、交通の妨げ、近隣住民の迷惑にならないようご配慮ください。
- (10) 試験の日程を変更しなければならなくなった場合等、告知事項がある場合は、香川県広域水道企業団ホームページにてお知らせする予定です。

この試験についてのお問い合わせは

香川県広域水道企業団総務企画課

〒760-8514

香川県高松市番町一丁目8番15号（高松市防災合同庁舎6階）

〔TEL〕 087-826-6112

〔ホームページ〕 <https://union.suido-kagawa.lg.jp/>

